

撮影事業者向け

足立区ロケーション撮影マニュアル

**足立区 政策経営部 広報室
シティプロモーション課**

目次

第1章 撮影許可

- 1 撮影支援対象施設・・・・・・・・・・ 1
- 2 支援基準・・・・・・・・・・ 1
- 3 許可の流れ・・・・・・・・・・ 1

第2章 撮影時留意事項

- 1 遵守事項・・・・・・・・・・ 3
- 2 事故等対応・・・・・・・・・・ 3
- 3 免責・・・・・・・・・・ 4

第1章 撮影許可

1 撮影支援対象施設

足立区が画像や映像作品（以下「作品」という。）の撮影を支援する施設は、区が所有又は管理する公共施設及び公有財産等（以下「公共施設等」という。）です。

2 支援基準

シティプロモーション課が支援する撮影は、その内容が次の基準を満たすと認められ、当該公共施設等の運用を妨げないことが認められた場合のみです。

- (1) 作品の内容等が関係法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 区のイメージ向上及び地域活性化につながるが見込めること。
- (3) 特定の宗教又は政治的信条、当該活動の宣伝を目的としないこと。
- (4) 撮影地周辺の住民に危害が及ばないように安全確保の措置を十分に講じること。
- (5) 公共施設等の撮影及び使用許可申請にあたり、当該審査及び手続等に十分な期間を有すること。
- (6) 公共施設等の所管課及びシティプロモーション課の指示する事項を遵守すること。

3 許可の流れ

(1) ロケの相談

- ① シティプロモーション課への連絡

原則として撮影希望日の1カ月前までに、電話や電子メールで次の事項を伝えてください。

- 作品種別（TVドラマ、映画等）
- 作品内容
- 撮影希望場所
- 撮影内容
- 撮影希望日時

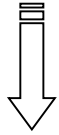
- ② シティプロモーション課による事前確認

相談内容から、次の事項を満たしているのか事前に確認します。

- 撮影内容が上記「支援基準」を満たしていること
- 撮影希望日時における公共施設等の使用状況から、撮影での使用が可能であると認められること

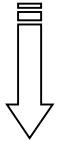
(2) 撮影相談受付シートの提出

「足立区ロケーション撮影相談受付シート」を作成し、企画書などを添付のうえ、シティプロモーション課へメールで提出してください。



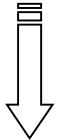
(3) 公共施設等の所管課との協議

「足立区ロケーション撮影相談受付シート」の内容に基づき、シティプロモーション課と公共施設等の所管課で撮影受け入れの可否について協議します。



(4) 公共施設等の使用申請手続き

上記「協議」の結果、撮影の受け入れが可能と認められた場合は、公共施設等の所管課連絡先を伝えますので、使用申請手続きを行ってください。



(5) 施設使用料等の納付

公共施設等の所管課の指示に従い、施設使用料等を納付してください。

※ 施設使用料等は条例や規則等で定める額です。詳細については、公共施設等の所管課に確認してください。

第2章 撮影時留意事項

1 遵守事項

撮影にあたり、公共施設等及び周辺住民の安全のために、次の事項を必ず遵守するとともに、すべての撮影スタッフに徹底するよう周知してください。

- (1) 撮影許可を受けた場所以外では撮影しないこと
- (2) 撮影許可を受けた公共施設等を撮影目的以外で使用しないこと
- (3) 撮影には公共施設等の所管課やシティプロモーション課が立ち会うので、対応可能な時間を撮影時間として定めること
- (4) 撮影日当日に撮影時間の延長や撮影内容の変更を行わないこと
- (5) 道路上での撮影を伴う場合は、所轄の警察の許可を得ること。歩行者等の安全確保のため、交通整理要員を配置すること
- (6) 早朝や夜間での撮影や騒音の発生など、周辺住民の迷惑になる行為を行わないこと
- (7) 原則として、火気や煙は使用しないこと
- (8) 電源が必要な場合は電源車を用意すること。やむを得ず公共施設等の電気、水道、ガス等を使用する場合は、その可否や使用場所及び方法、光熱水費の負担について、事前に公共施設等の所管課と調整し、指示に従うこと
- (9) やむを得ず公共施設等の備品等を移動する場合は、公共施設等の所管課やシティプロモーション課の指示に従い、細心の注意をもって移動すること。撮影終了後速やかに元の位置へ戻すこと
- (10) 公共施設等にある書類やコンピューター等について、その内容を閲覧及び複写、撮影をしないこと
- (11) 喫煙の可否及び喫煙場所は、公共施設等の所管課の指示に従うこと
- (12) 撮影により生じた汚れは、撮影終了後速やかに清掃すること
- (13) 撮影により生じたゴミはすべて持帰り、適切に廃棄処理すること
- (14) 原則として、作品中に区や公共施設等のクレジットを掲出すること
- (15) 上記のほか、公共施設等の所管課やシティプロモーション課の指示を厳守すること

2 事故等対応

撮影により事故やトラブル等が発生した場合は、次のとおり対応してください。また、あらかじめ撮影に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入してください。

- (1) 直ちに撮影を中止し、被害者の救護や被害の拡大防止のために適切な措置を講じるとともに、直ちに公共施設等の所管課やシティプロモーション課に報告すること
- (2) 公共施設等の設備や備品等に損傷を与えた場合は、その損害を賠償すること

3 免責

区は、撮影により生じる次のような損害のほか、すべての損害等について責任を負いません。

- (1) 撮影が実現しなかったことで撮影事業者等に生じた損害
- (2) 撮影時に撮影事業者及び第三者に生じた損害